

徳島県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和四年八月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称		開発許可を受けた者	
住	所	氏	名
鳴門市大津町大代字宮代七五五番二及び七六〇番二の各一部	鳴門市大津町大代七六〇番地	川添	雄大
吉野川市鴨島町喜来字桑ノ内一八六番	板野郡藍住町徳命字前須東一七五番地一	株式会社ROOM NAVI	
名西郡石井町石井字石井五七四番一	徳島市佐古六番町四番二五号	株式会社ケントホームズ	
同 高原字西高原四〇八番一	名西郡石井町高原字西高原四〇九番地	岡島 優太	
	板野郡板野町大寺字王子一四八番地二 メゾン・ド・ポラスA二〇二	岡島 みわ	
板野郡北島町中村字野畑二一番一の一部	愛媛県松山市久万ノ台九二一番地一	ハイスピードコーポレーション株式会社	
同 二二番一	板野郡藍住町勝瑞字成長六〇番地一	株式会社未来	